## 松本都市計画地区計画の決定 (松本市決定)

松本都市計画東方地区地区計画を次のように決定する。

松平	本都市計画東方地区地区計画を次のように決定する。						
区域の整備・開発及び保全の方針	名称	東方地区 地区計画					
	   位 置 	松本市大字島内の一部の区域					
	面積	約2.6ha					
	地区計画の目標	本地区は、松本市中心部より北西へ約3kmの位置にあり、民間の開発行為により道路、上下水道等の公共施設の整備が行われた。今後予想される建築行為について、地区計画を定めることにより、通学路に指定されている周辺道路への出入りについては歩行者の安全に配慮し、周辺の田園環境と調和したゆとりある緑豊かな居住環境の形成を目指す。					
	土地利用の方針	本地区全体について、周辺農地の営農環境に配慮した、良好な一 戸建て住宅などが立地する低層住宅地区として誘導を図る。					
	建築物等の 整備方針	本地区全体を低層住宅地区として位置づけ、一戸建て住宅などについて、建築物等の用途の制限、容積率の最高限度、建ペい率の最高限度、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、垣又は柵の構造の制限を設け、ゆとりある良好な住環境の形成へ規制誘導を図ると共に、その維持及び保全を図る。 意匠については、「松本市景観計画」の内容に沿った建築物、工作物を誘導する。 敷地内の空地等は、環境に応じた植栽又は張芝等を行うなど緑化に努めると共に、枝等がはみ出さないよう管理を行う。					
	その他保全の方針	本地区の環境保全及び安全の維持を図るため、次のことを誘導する。 資材及び廃棄物置場は設置しない。 必要な台数分の駐車場を敷地内又は付近に備える。 市道8102号線沿いに自動車の出入り口は設置しない。 道路のすみ切り部分(交差点内)に、自動車の出入り口は設置 しない。					

<sup>「</sup>区域、地区の細区分は計画図表示のとおり」

		地区の細区分	A地区	B地区		
		建築物等の 用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 一戸建ての住宅 2 町内公民館 3 上記に附属するもの(建築基準法施行令第130条の5各号に定める建築物を除く。) 4 ゴミステーション			
		容積率の 最高限度	10分の8			
	建	建ペい率の 最高限度	10分の5 ただし、建築基準法第53条第3項第2号に基づく街区の 角にある敷地の緩和措置は適用しない。			
地	築 物	敷地面積の 最低限度	200 (但し、ゴミステ・	) m <sup>²</sup> ーションを除く)		
地区整備計画		最低限度	建築物の外壁(出窓及び 戸袋を除く。)又はこれに保 おを除く。)又はこれに保 までの面離は1.5m以上、そ の他隣地境界線までの は、1.0m以上とする。 ただするものを除く。 1 外心以上でのいずれかに 該当するものを除く。 1 外心線の長さの合計が3m以下の 中のの建築物の合計が5mg以下の 2 軒の面積の合計が5mg以内の 3 床建築物の合計が10 mg以内 の建築物 4 床壁取り合計が30 mg以内 の建築物 5 ゴミステーション	建築物の外壁(出れに保 一段を除く。)又はこれに保 の外壁(出れに保 を除く。)又はこれに保 のの事は 1.0m以上、 の他の事は 1.0m以上でのいずれかに は、1.0m以上でのいずれかに を除く。 1 外中のはよってのはまする。 か中のはまする。 か中のはまする。 か中のはまする。 か中のははこれに代わる柱ののはのはのでは、 ののはは、1.0m以上でのいずれかに をいるはこれに代わるはののはのでは、 ののは、 の		
		建築物等の 高さの最高限度	1 0 m			

		地区の細区分	A地区	B地区
地区整備計画	建築物等に関する事項	垣又は柵の 構造の制限	道路境界線から奥行 1.5mまでにいずれかに掲げるものとする。ションを除く。 1 生垣 2 前面道路面からの高さ 0.6mmだし、道路境界線から幅 0.7mmけ、設置する敷地地盤面から高け、設置する敷地地盤面から高け、設置したものの上にフェンが開したもので、敷地の前面がの 5 片側の幅 1.5m 以下の門柱及で、敷地地盤面から高さ 1.5m	ただし、公園用地、ゴミステー以下の擁壁、ブロック塀等。た以上の植栽可能な空地を設高さ 0.1m以下のものは、この限下のフェンス、金属柵等透視可以入、金属柵等透視可能な柵を道路面から高さ 1.5m以下のもなびその他これらに類するもの

<sup>「</sup>区域、地区の細区分は計画図表示のとおり」

